

安芸灘地域活性化奨励金交付申請のご案内

安芸灘地域にお住まいの高校生等がいる世帯を対象に
対象者一人当たり2万円／月の
「安芸灘地域活性化奨励金」を交付します

■申請期間 **令和7年7月1日（火）～令和7年8月1日（金）**

■対象者 下蒲刈町，蒲刈町，豊浜町及び豊町に在住する
高校生等（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の
最初の3月31日までの人）のうち，次のいずれかに該当する人
(1) 高等学校等に在学
(2) 高等学校等に在学しておらず，年間所得見込額が48万円以下

■交付内容 対象者一人当たり2万円／月
(安芸灘大橋の通行料が有料である間に限って交付します。)
※初回交付は，令和7年9月末を予定しています。
※2回目以降は，奇数月末日頃に前2か月分を交付します。
《例》対象者が一人の場合
初回 ⇒ 令和7年9月末に同年4月から9月までの6か月分を交付
(交付額は20,000円×6＝120,000円)
2回目以降 ⇒ 令和7年11月，令和8年1月，3月に前2か月分を交付
(交付額は20,000円×2＝40,000円)

■申請者 ・安芸灘地域に住民票がある対象者の保護者・監護者等
・対象者本人が1人で生計を維持している場合は本人

■申請方法

申請者	必要書類	申請方法
保護者・未成年後見人 本人	① 在学証明書の写し ② 申請者名義の通帳又は キャッシュカードの写し	電子申請（ぴったりサービス） 以下のQRコードを利用し， 専用ページから申請（7/1～利用可能）  保護者・未成年後見人 本人用  監護者用
監護者	① 在学証明書の写し ② 申請者名義の通帳又は キャッシュカードの写し ③ 安芸灘地域活性化奨励金の 申請内容の審査に係る同意書	

※マイナンバーカードを持っていない人のみ，書類による申請が可能となります。
地域協働課（市役所本庁舎2階）又は各市民センターで申請してください。

■問合せ先 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（呉市役所2階）
呉市 市民部 地域協働課 TEL(0823)25-3283